

## 第6回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月28日(火) 午後13時55分～午後15時15分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一      2番 西村 恒男      3番 欠 席      4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫      6番 佐藤 孝義      7番 山田 政文      8番 鈴木 明雄

9番 原 泉      10番 欠 席      11番 平山 正幸      12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造      14番 久嶋 昇

欠席者 3番 山崎 公江 10番 安藤 睦美

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第13号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件

議案第14号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求め  
る件

議案第15号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求め  
る件

議案第16号 競売買受適格証明申請に対し意見を求める件

議案第17号 農用地利用配分計画に対し意見を求める件

議案第18号 特定農地貸付けの変更申請に対し意見を求める件

日程第3 報告第9号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫      主査 竹下 仁      会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局      それでは互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和4年第6回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。暑いですね。このところ大変暑い日が続いています。

昨日は6月27日、大月で最高気温38.5度を記録して、山梨県でも6月としては数年前に勝沼の方で同じ38.5度の観測が出たと記録が残っていると言う事で、過去最高気温だったとの事であります。

昨日の午前中に関東甲信に於きまして、梅雨明けの発表がありました。

今年は、平年よりは20日以上も早く梅雨が明けて今日からも連日35度を超す猛暑が続きそうです。

少なからず農業に携わっている私たちはこの時期は、ジャガイモあるいは玉ネギの収穫その他、田圃の水見、草取り等々炎天下での農作業が大変厳しい現実となっております。

まだまだこれから猛暑が続くと思います。この猛暑を乗り切るためには各々が第一に熱中症対策を怠らず、十分気をつけて農作業に取り組んで行かなければならないと思っております。

さて、本日の総会も暑い中でのご出席ご苦勞様でございます。

今日は多くの案件の申請が上程されておりますが、本会議がスムーズに審議されますよう、皆様にご協力を申し上げまして、あいさつと致します。

事務局 続きまして、開会宣告。会長申し上げます。

会 長 本日は、安藤睦美委員と山崎公江委員より欠席の連絡を受けておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議 長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

## 日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
9番、原 泉委員、11番、平山 正幸委員を指名致します。

## 日程第2 議案第13号

議長 日程第2議事に入ります。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1について説明します。

2ページの地図と3・4ページの写真を併せてご覧ください。

それでは説明致します。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は田で面積は併せて〇〇〇〇㎡になります。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇で無償の贈与と言う形になります。

場所は、地図が有りますが、〇〇の田園地域の〇〇沿いの〇筆になります。

申請目的は、農業経営の拡大です。譲受人の〇〇〇〇さんは、本委員会でも何回か出てきておりましたが、〇年前、ネギの栽培をしたいと言う事で、利用権設定をしまして、この場所の農地を借りました。

ここで、長ネギと玉ネギを中心に耕作・栽培をしてきたのですが、ここで〇年が経過し、利用権を更新すると言う事になりました。所有者の〇〇〇〇さんの方にどうしますかと言う事で打診をしましたところ、地権者の〇〇〇〇さんも高齢で有ると言う事と、大月に戻る予定もない、それから農地を大変綺麗に使ってもらっていると言う事に以前から感謝を〇〇さんにしていまして、そのまま使って欲しいと、〇〇さんに土地を譲りたいと言う事の申し出がありました。

そこで、3条で農地をここで取得すると言う事の申請になります。

〇〇〇〇さんは、3ページと4ページに写真が有りますが、先程も申し上げましたようにネギを栽培しておりますが、この時は丁度、〇〇〇〇に玉ネギを出荷したばかりで、この時は植わっておりませんでした、今年も〇トンの玉ネギを出荷したということで、農地については大変一生

懸命耕作されていると言う事です。

以上ですが、ご審議お願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。  
地区担当の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員 過日6月16日、会長・竹下氏・事務局の4人で現地の調査に行きました。

〇〇の土手の道路が隣接している良い所で、条件が整った所で農業経営が非常にやりやすい所であるかと思えます。

この地図の左側を〇〇さんが玉ネギを栽培している所があります。

そんな状況で、事務局が言ったとおりの事でございます。大丈夫かと思えますので、ご審議をお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

質疑が無いようですから、採決します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2について説明します。

5ページの地図と6ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇m<sup>2</sup>になります。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇で売買になります。

場所は、国道〇〇号から〇〇の〇〇〇〇の方に向かう〇〇〇を渡ったすぐの所になります。

申請目的は、農業経営の拡大です。譲渡人の〇〇〇〇〇は〇〇年程前に農地を相続しましたが、職業もあり、農業はするつもりが無く、写真にも有りますけど、放置した状態でした。

だいぶ前に、防草シートを敷いたところもあるのですが、そこももうだいぶ経っており、時間が経っているために雑草が入って来ているようなそんな状態です。

そこで、処分に困りまして、譲受人に売り渡したいと言う申請です。

譲受人の〇〇〇〇は、〇〇地区に工場を持っていますが、〇〇〇㎡の農地を所有し、兄弟3人で耕作しています。

右側にある写真は、防草シートが掛かった所しか映っていないのですが、奥の方でネギなどの栽培をしている様子は分かりました。

昨年の利用状況調査でも野菜などの作付けを十分している様子が調査にも出ております。

以上、ご審議お願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 過日、会長と事務局の皆さんと現地を確認してきました。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇で、現在〇〇〇〇〇〇と言う会社を経営している方です。

農家が専業でもないですが、あちらこちらに農地を取得されています。

この6ページの地図の草の生えている奥の方に、〇〇〇の〇〇の大ケヤキと言う市の天然記念物であるケヤキがあるのですが、その手前に薄草色の建物が有るのですが、〇〇〇〇〇さんの倉庫になっています。

その間に農地があって、その北側になるのですが、特に農業をすると言う事で彼方此方やっていると言う事ですが、遠縁に当たると言う事ですけれど、私も分かりませんが、一応遠縁と言う事で特に問題は無いと思います。5ページの地図に〇〇番と言う事で、北側にあるのが国道〇〇号です。それから〇〇〇を渡ってきた所ですが、この図面で薄いのですが、これは市道ですが、そこに3mばかり道路がくっ付いたような図面になっていますよね。これ実際車はそこを通れないような状況で、狭いのですが50cm幅位で人が歩いて橋を渡る事は出来るのですが、かつて〇〇〇〇〇〇さんのお父さんが所有している時に、3mの終わりにここでストップしてしまったのですが、当時、〇〇〇さんは耕作地が減ると言う事が承諾できなくて、この市道に車が乗り入れられない。

市道からの3m道路は入れないと言う状況になっているのですが、たまたまこの市道の、図面上、市道に土地がくっ付いているのですが、1

m幅位で全長 18mの道路敷きでない市道の土地が有ります。

それを出来れば交換と言うような形でこの際、道路が繋がれば良いと言うそんな状況なのですね。

色々事情が有って地域の人もそこを〇〇さんが承諾しないのもわかるのですが、色んな経緯が有って道路が止まってしまっていると言う事は有ります。

全ての方が、道路が繋がる事を望んでいるのか分からないのですが、郵便屋さんとか日常活動の中で、ここが市道に繋がるという事は利便性が向上するので、調査を更にして建設部長の坂本部長の方にはお願いしてありますけど、この際その道路が繋がるように思っています。

そんな事で説明をさせて頂きました。以上です。

議長 ただいま事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かご意見質問がありましたらお願いします。

久嶋委員 魚釣りでこの道を通るのですが、あの道は結構落差が有って死んでいる道路ですね、今、お話が有った様に接続できれば道は生きると思いますが自分は。以上です。

山田委員 今おっしゃったように、段差があるのですが、測ったのですが 70 cm、70 cm有って延長が 10m位で延長を取ってやれば勾配的にはそんなにきつい勾配ではないのでスムーズに繋がると思っています。

ただちょっと橋にぶつかった所は段差があるのですが、実際には車道は低くなる。そんな状況です。

議長 他に何かございますか。

質疑が無いようですから、これより採決をします。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

#### 議案第 14 号

議長 続きまして議案第 14 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局

農地法 4 条について説明します。

8 ページの地図と 9 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は田と畑で面積は〇〇〇㎡です。

申請者は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇のすぐ隣の西になります。

地図を一緒にご覧頂ければと思いますけど、申請目的は、個人住宅の建設ですが、農業をしていると言う事で農家住宅と言う事で申請が出ております。

地図にありますのが、敷地になりまして、敷地は全部で〇〇〇㎡になります。

その内の、線を入れてありますが、〇筆が農地と言う事になりまして、併せて全部で〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡が農地と言う事です。

個人住宅の建設ですが、写真にありますようにもう家が建っておりますので、これについて追認と言う事で始末書が出ておりますので読み上げます。

「昭和〇〇年、父の〇〇〇〇が農地法について、十分に理解しなかったため、農地転用許可を取らずに建築してしまいました。

その後、平成〇〇年に私が相続しましたが、その事に気がませんでした。

今後は、この様な違法行為がないよう、農地法を遵守して参りたいと思いますので、寛大な措置をお願い致します。」

という始末書が出ております。

前を通られれば分かると思いますけど、周りを囲って潰しているところなんです。

農地の部分を含めて、農業の出来る農家住宅にしたいと言う事です。

以上ですけど、ご審議をお願い致します。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 今月の16日木曜日に会長さんはじめ事務局の人と一緒に行けなかったのですが、11時頃一人で現地調査に行って参りました。

今事務局から説明があったとおり、〇〇〇〇〇の隣で、駐車場からは良く見える場所だったのですが、以前より家が建っていて、地目を改めたいと言う事で、隣接する所有者とも承諾は取れているので問題ないと思うので、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手のうえお願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

矢頭委員 8ページの地図なのですが、〇〇〇〇〇と言うふうになっているのですが。

事務局 〇〇ですね。〇〇で訂正をお願い致します。

議 長 他に何か質問なりご意見が有りましたらお願い致します。

西村委員 農家住宅とは何か説明してください。

事務局 この方は稲作など農業をしている方です。農業をしていると言う方は、農機具とか、その他農業用機械、トラクターとか軽トラとかを置くために、1000㎡まで住宅にすることができます。

普通は500㎡までというのが一般の住宅なのですが、農家住宅の場合は軽トラとかトラクターなどの倉庫を作ったりする必要があるので、1000㎡まで住宅が可能となります。

〇〇さんの場合は、農家住宅と言う事で、既に倉庫もあるのですが、それを建てたいと言う事と、このたび子供が結婚して、自動車自体が4台既にあって、軽トラ入れて5台の駐車スペースが必要だと言う事もあります。結婚したばかりでこれから子供が増えてくれば2世帯住宅にもなるでしょう。

2世帯住宅の場合も1000㎡まで良いのですが、まだ2世帯というほどではありません。将来を見越して2世帯住宅、それから農業をしているので農家住宅と言う事で1000㎡までの面積をしたいと言う事で出ています。



議長 他に何かございますか。

原委員 先程説明の中で、2世帯住宅は1000㎡までと言う事があったのですが、3世帯までは面積が一番広く貰えるのでしたっけ。

事務局 2世帯も3世帯も一緒です。農地を使って1000㎡までが最高と言う事です。一般的に2世帯と言うと、本当は入り口が2つあると言うのが2世帯の定義のひとつでもあるのですが、ここはまだそこまでではなくて、上と下で住む形のようなので、一応農家住宅という事で、ここでは見て頂きたいと思います。

原委員 農家住宅という範囲と言うのはどういうくくりの中に入るのでしょうか。

事務局 2000㎡を耕作している方を農業者と言う扱いをするのですが、それを満たしていて更に農業用の機械など必要なものを持っている方を、農家住宅を持てると見ております。

原委員 それは、法令上でと言う事。

事務局 法令と言うか規則で。

平山委員 今年の4月に農地法が変わりましたよね、要件が、畑さえ持って居れば農家住宅が建てられると言う事だよね。

事務局 来年からですね。

平山委員 なんでも。

事務局 そこまで聞いたことないですけども、一般的にそこは変わらないと思いますけど、今までと。

100㎡位でトラクターとかそういう、置くものがあるかと言う事だと思います。

この方は倉庫を元々持っていたと言う事と軽トラもあるし、と言う事で一応農家住宅に当たると言うふうに県の方も見てくれたと言う事なのですが、その辺はまだ来年の4月からの事なので、その辺の見方も違ってくるのかも知れないですけど、今の処、現状のあれで見ております。

議長 他に何かありましたらお願いします。

質疑が無いようですので、ここで採決します。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

### 議案第 15 号

議 長 続きます。議案第 15 号、農地法 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第 5 条の許可申請について説明します。

11 ページの地図と 12 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○○○番外○筆です。地目は畑で面積は併せて○○○㎡です。

譲渡人は○○○○、譲受人は○○○○○○○○○になります。

場所は○○○に有る○○○○の東側の一角になります。

一番端の方になり、地図でたくさん家が並んでいる所がありますけど、その東側の端と言う形になります。

転用目的は、倉庫及び駐車場の建設と言う事になります。

現在、その地には○○○○○○○○○と言う会社が入っております、これが申請人の○○○○○○○○○の子会社と言う形になります。

社長が同じなのですが、一寸作っている物が違うと言う話で、子会社と言う扱いになっています。

計画では、親会社が土地を購入し、子会社に倉庫及び駐車場を貸すと言う形の取引の形になります。

○○○○○は○○○などのプラスチックを製造しており、製品を入れる倉庫と 10 台ほどの駐車スペースを確保したいと言う計画です。

以上ですが、ご審議をお願いしたいと思います。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員 16 日の日に 4 人で行きまして、一般的には○○○○○○○と呼ばれる所で、○○○○の○○沿いの下がった、昔○○○○○○○が有った東側の所と言う事です。

ここは元々、昔、はたやさんを○○さんと言う人がしております、

この時節柄はたやさんは衰退しましたので、売りに出したと言う事でその後数社が入っています。

オールドカーの展示場にしたり、またパートさんを雇った何か製造の会社が入ったり、4回くらい変わっていると思います。

先程事務局より話があったように、親会社の〇〇〇〇と言う〇〇〇の方に所在が有りまして、プラスチック製品の会社で、機械で型により製品を作った物をこちらに持ってきて、仕上げを〇〇〇〇〇さんがやるという会社らしいです。

現在、20人位パートさんが居まして、更に拡大すると言う事で、裏にある土地を購入すると言う事です。

一つ問題が有るのが、現在20台の車をパートさんが置いている駐車場が有るのですが、それが今回買い入れる土地の東側に有るのですが、そこが農地のまま、前の業者の方も駐車場として使ったままで地目変更をしていないのですね、何か話を聞きました処、持ち主さんが亡くなって相続をしている最中と言う事なので相続が終わった時点で地目変更と言う事も有るのですが、それについてもご審議をお願い致します。

事務局

今、鈴木委員から出たように、今、申請地の東側に原野と農地の二つが駐車場として使っているの、それについてはこの間、県の方も話を、現地を確認した処、その時に〇〇〇〇〇の責任者の方も一緒に同席したりして、その辺の処は指摘を致しました。

相続が片付いて、転用が出来るような状態になったら、正しい地目に変えたいと言う事で、〇〇〇〇〇さんの方とも話をして、県の方も一筆書いて欲しいと言うような事で、一筆が出されていると言うような事です。

その前の前と今お話が有ったのですが、結構前から此処をずっと駐車場として使っていて、この〇〇〇〇〇さんが入り時も駐車場付きの敷地と言うようなつもりで、そこを借りていた。

借りる時に中々地目までを確認しなかったと言う事あるかもしれないのですが、駐車場付きの工場敷地と言う事で借りていたの、それが農地と言う事を気付かずにいたと言う事で、今後は是正したいと言う事で一

筆も入っておりますので、その辺も考慮してご審議頂ければと思います。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員 12 ページの写真を見ると、〇〇〇番と〇〇〇番〇との間に赤い線が 2 本入っているのですが、これは何ですか。

事務局 これは、赤道です。

山田委員 赤道と言う事であれば、これは一帯として使う訳ですか。

事務局 一帯ではなくて、実はこの赤道の真ん中に〇〇〇〇の排水路が有りまして、排水路が〇〇まで中を通っているらしいのですね。

だからここを、造成出来ないと言う事で分けた計画になっております。駐車場の部分と倉庫の部分と言うふうに、ここは手を付けないと言う条件で入っております。

これは払い下げ出来ないと言う事です。

議長 他に何か。

原委員 一寸確認したいのですが、この 2 本の赤い線の真ん中に〇〇〇〇からの排水の配管が通っていることで、赤道ですから 6 尺有りますか。

事務局 公図上の幅は有るとおもいます。そこはもちろん公図に則ってと言う事でけど。

議長 他に何かご質問が有りましたらお願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

## 議案第 16 号

議長 続きまして議案第 16 号、競売買受適格証明申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 から 3 について、競売対象が同一であるため、説明は一度に行ない、審議は一つずつ行いたいと思います。それでは事務局に説明を求めます。

事務局 競売買受適格証明について、先月の総会でも出されました。

それは 5 条でそこをキャンプ場にしたいと言う申請だったので、

今日の案件は、3条でそこを買い受けたら農地として使いたいと言う事の申請になります。

場所は同じで、それぞれ別々ですけど一度に最初説明だけさせていただきますと思います。

14 ページの地図と 15 ページの写真をご覧ください。

先月の地図と写真は全く同じです。同じ場所について、申請が有りました。

3件とも3条の申請です。申請地は○○○○○○○○○○番○外○筆、地目は全て畑で面積は○○○㎡です。

○○○○○○○○○と言う先月も出ましたが、その農地部分○筆になります。

申請番号 1 から説明します。○○○○○○○○○の経営をしておりました、○○○○○さんの娘さんの配偶者、義理の息子さんの○○○○さんが申請人になっております。

競売でここの農地を買い戻して、農業経営をしたいと言う申請です。前回の申請で3条の許可を得て、現在農業経営をしています。

3条の許可を得ていますので、下限面積と営農の計画は前回認められておりますので資格を得ていると見ております。

申請番号 2 について、同じ場所について、今回は○○○○○○○○○ ○と言う所から申請が有りました。こちらは、○○○○○○にある農業法人になりまして、○○○でメロン栽培として○○○○㎡を借入、○○○でブドウ栽培として○○○㎡の農地を所有して農業経営を現在していると言う事です。

計画では、ブルーベリーのカ培を計画していきまして、通農は、○○から通うなどと色々考えているようですが、○○○○○○○○○に有る宿泊施設に忙しい時は寝泊まりして農業をしたいと言う事で申請が有りました。

○○○と○○○から耕作証明も出されております。

申請番号 3 についてです。これは〇〇〇〇です。申請者は息子と〇〇〇〇〇〇で農業を経営、申請して来たのは息子さんの名前で申請して来たのですが、この場所で耕作をしてキウイを栽培したいと言う事で、年間 150 日の耕作を計画していると言う事です。

〇〇〇〇〇からの耕作証明書も出ています。

以上、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。  
地区担当の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員 梁川担当の久嶋です。今月の 14 日ですか、事務局より現地の確認と言う事で、1 人で行って来ました。

内容は先月話したとおりで、〇〇さんが農地法 3 条で取得出来たら、大豆・麦等を作付けして、料理教室みたいなもので販売をしたいと、現状は〇〇〇によるとお話が進んでいて如何にかなりそうだと言うお話を聞いてまいりました。

内容は先月と同じなので、これで説明を終わりたいと思います。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

審議は、一つずつ行います。

申請番号 1 について、質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、申請番号 1 については承認と決定致します。

申請番号 2 について、質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

申請番号 3 について、質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。



業員 3 名の合計 5 名にて耕作をしているそうです。

今回、貸借を受ける大月市内の農地の所在は何れも〇〇地区のみであり、まず〇番地を施設用地として活用し、〇〇を柿の栽培、〇番地と〇番地を桃の栽培、その他の〇〇筆においてシャインマスカットの栽培を予定しているとの事です。

農地迄〇〇氏の自宅から車で 1 時間程度の距離で通勤には一寸大変なのかなと思いますけど、〇〇地区の耕作に新たに従業員を雇用するという話を聞いております。

今回、利用権を受ける理由として〇〇氏から更なる経営拡大を目的として大月市への進出を考えており、それに企画財政課の方に〇〇氏から相談して今回の農地の紹介を受けた農地が有ります。

本人からは、今後の経営拡大はしばらく大月市に専念すると言う意欲も聞き取っており、本市としても高収益作物の生産者が増える事は農業振興に寄与すると思われ、主な生産物のシャインマスカットについてはふるさと納税の返礼品とする事で、話がついている状況です。

これまで大月市で生産されていなかった作物ですが、シャインマスカットの生産について、〇〇〇などに於いて実績が有りノウハウを持つ農業者であるため、適切な耕作が行われる事が予想され、新たな特産品になる事が期待されます。

以上により、こちらの利用権設定を行う事で意欲のある農業者への農地の配分集積を行うことができ、農業委員会及び市の課題でもある農業振興に繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。この件につきまして、先日、現地を確認しております、地区担当委員に補足説明が有りましたら、鈴木明雄委員にお願いしたいと思います。

鈴木委員              地区担当の鈴木です。この間の 16 日の日に最後にこちらの方に確認に行きまして、現在写真のとおりパイプで棚が出来ており、植え付けもされております。

一部太い木も見当たるようですが、面積的には全部まだシャインマ



スカットは作付けされていません。下の方もまだ一寸してないような状況で有りました。

後は早く育てば形が出来てくるのかと思いますけど。

以上でございます。

議 長 只今の説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員 説明に有ったかどうかわかりませんが、地代と言いますか賃借料と言いますか、いくらですか

條々主事 年間でそうですね一寸、具体的にバラバラなのですが、初年度、年間で〇〇円の場所ですとか、〇〇円の場所ですとかあるいは〇〇〇円とか〇〇〇円とか一寸面積とかによっても多分違ってくると思うのですが。

山田委員 全体でいくら分かる。

志村課長 トータルで〇〇〇〇〇円。

山田委員 これは〇〇の〇〇とは一寸単価が違うみたいだけど。これはどういう算出方法か分かりますか。

條々主事 算出方法については、一応中間管理機構なのですが、お互い農家さんと農業者さんとの間の話なので、我々の方で決定している訳ではないので、そこにどういう算出方法をしているか分からないのですが、一応お互いに相場の中で成立したと把握しています。

事務局 中間管理機構が入っているので、その辺の金額か何かは中間管理機構の方でいくらというのは、双方と話をしていると思います。

山田委員 我々が農地の貸借という時に調整的に入る時が有りますよね、そういう時に〇〇の畑はいくらだ、〇〇は大体こんな感じですよと、情報として持っていれば話がし易いし、貸す方も貸す方で納得しやすいのですよ、そのためにこういう情報を私は必要とするので聞いています。

ですからその辺は、皆さん市の方も意識してないと不安で、もっと正確な情報を伝えて欲しいし、これそんなに高い金額ではないのだけれども、大体 1 反分で年間〇〇〇円ぐらいだよ、と言う話が出る様に私は情報として欲しいこういう事です。

事務局 大体の金額と言うのを、この地区は平均と言う訳にはいかないですけど、例を挙げるようにしたいとおもいます。

山田委員 固定資産税は安いと言っても、払っているのですよ、払っている物を必要として持っていけば話がしやすい。

志村課長 個人が、この人がいくらで貸しているとか、こういう情報は知らない。  
また少しずつでもデータベース化していくようにしていきます。  
議 長 よろしいでしょうか、他に何かございませんか。

原 委員 16 ページの印刷の貸借期間、スタートの日を分かっていたら教えて下さい。それから〇〇〇〇さんの〇〇〇〇〇〇〇〇で人を現地で使いたいと言う事を説明されていましたが、何人ぐらい使うつもりが有るのかその辺を分かったら教えて下さい。

條々主事 こちらの利用権設定については、8月1日からになります。  
〇〇〇〇〇〇〇〇の方で何人雇用するのかと言うのについては、何人かまでは一寸聞き取っていませんでした。

志村課長 産業振興の部署も一寸所管している物ですから、たまに1ヶ月に1回程度ハローワークさんの方から求人情報が送られて来て、それをたまに目にするのですが、〇〇〇〇〇〇〇〇の求人情報が掲載されていて、募集を掛けているようですね。

原 委員 求人情報には募集の広告は載っていました。お知らせします。  
何名ぐらい。

志村課長 若干名だったような気がするのですが、何名ではなかった気がするのですけど。

議 長 農地の耕作のための募集と、後、こういった物を販売するための従業員の募集と言う事で載っていました。

議 長 他に何かございましたら、ご質問を受けておりますので。  
質疑が無いようですから、採決致します。  
賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、問題なしと決定致します。

## 議案第18号

議 長 続きまして議案第18号特定農地貸付けに対しての審議を上程します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 議案第18号について説明します。

特定農地貸付けと言う事であまりここに出る事は無いのですが、私の経験でも初めて出てきた処です。これについて一寸説明します。

市民農園として農地を貸し付ける場合、下限面積要件等が無いため、農地法の特例法となり特定農地貸付けと言います。

農地法の特例法のため変更が生じた場合は、農業委員会の意見を聞くものとなっています。

それで今回、ここに出されてきた訳なのですが、一寸今回の件について説明致します。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の中の話になりまして、そこに一寸有りますのは、〇〇〇〇〇〇〇〇の管理棟になりまして、その周辺の土地になります。

実はこれは特に増えたと言う訳では有りませんが、平成19年に土地改良事業が行われまして、それによって換地されたため、地番等が変更となり、その届出が此処でされたと言う、一寸時間が空いてしまったのですが、その届出がここでされたと言う事です。

変更前の〇番は有るのですが、〇番の筆が土地改良によって換地がされまして〇筆の〇番から〇番の筆が変わったと言う事で、その事についてご承知頂いてと言う事で、ここで審議と言う形で出されましたのでご審議頂ければと思います。

議長  
山田委員

只今の事務局の説明について、質疑のある方は挙手願います。

私が係わっているので説明させて頂きます。

土地改良事業と言う表現が正しいかどうか、確認したいのですが、圃場整備で中山間農地造成事業県の、国の費用になるかと思うのですが、国が行った事業です。

着手したのは今から12・3年前かな、終わったのがそれから換地処分まで入れると6・7年前に終わったのですが、ここに地図が有りますが換地処分する前の図面です。

現状は道路が、例えば管理棟と言うのは四角くなっているのが管理棟で右側に今回出ている斜線で引いて有りますが、斜線の土地の北の方に4m道路が入っています。

右側も道路に接続されている形になっているので、下の方は昔の図面、現況はこれではないので、できればそれが入っている図面があれば換地処分されたと言う事が分かるので、現況と違う、そこを理解して見て頂ければと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。他に何か。

志村課長 土地改良区事業について、私も確認させていただきますが、土地改良区の事業では有りませんので、多分これ間違いで、県事業でさせてもらった換地になるかと思います。

議 長 他に何か質問がございましたら、お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、問題なしと決定致します。

### 日程第3 報告事項

議 長 日程第3、報告事項を議題とします。

報告について、事務局に報告を求めます。

事務局 1件ございました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、面積は〇〇㎡、記憶に新しいかと思いますが、今年の〇月に出されて既に砂利を敷かれているような状態で申請が有った所です。

広い敷地の隅の一部ですが、駐車場として証明書を発行しました。

以上です。

議 長 只今の事務局からの報告に対し何かご質問ご意見が有りますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

### 程第4 その他

議 長 日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)。

議 長 他に何か。その他で有りましたらお願いします。

無いようですから、本日は色々と長い間ご審議ありがとうございます

た。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第6回大月市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。